

かんたん！

雄勝町

民泊スタートガイド



雄勝町渚泊推進協議会



はじめに

このガイドは雄勝町で民泊を開始するまでの基本的な流れを説明するものです。これから民泊を開業する方向けの内容となっておりますので、「民泊をはじめてみたいけど何をすれば良いのかわからない」という方は是非ともこのガイドをご活用ください。

目次

1. 民泊とは.....	4
2. 雄勝町民泊開業に向けて	4
2.1 旅館業の種類.....	6
2.2 簡易宿所が備えなければならない施設の基準について.....	7
2.3 農家民宿関係の規制緩和	8
2.4 旅館業の構造設備による基準（概要）	9
2.5 防火・避難に関する建築基準法による規制（概要）	10
2.6 住宅の一部を民泊とする場合に想定される消防用設備など.....	11
3. 農家民宿（農林漁家民宿）とは.....	12
3.1 緩和される基準について	12
4. 食事提供に向けて.....	14
5. 営業開始後に必要なこと	15
6. 関係者との連携について	16
6.1 グリーン・ツーリズムの協議会等への参画	16
7. Q&A	17

かんたん！雄勝町民泊スタートガイド



7.1	「体験宿泊（体験学習民泊）」や「ホームステイ」、「お試し移住」では、旅館業法等の許可は不要ですか？	17
7.2	「イベント民泊」とはどのようなものですか？	17
7.3	「国家戦略特区」として民泊を推進している地域があると聞きましたがどのようなものですか？	18
7.4	「民泊」の制度が規制緩和されると聞きましたが？	18
8.	問合せ先一覧	19
9.	参考資料	19



1. 民泊とは

「民泊」とは、ホテルや旅館ではなく「一般の民家に泊まること」を指します。

戸建て住宅の空き部屋や、マンションなどの賃貸住宅の空き部屋を利用し、観光客などを泊めることで料金を徴収する営業形態を「民泊」と呼びます。

外国人観光客の急増を背景に、今こうした「民泊」サービスが多くの注目を浴びています。



2. 雄勝町民泊開業に向けて

旅館業法に関する許可申請の流れ

この章では、民泊開業にあたり必要な法律上の許可申請について説明します。営業を開始するには、施設の構造等が法律・条例等で定める基準に適合しているか確認検査を受け、許可を受ける必要があります。

(1) 事前相談・事前指導

【申請や相談の受付窓口】

東部保健福祉事務所（石巻保健所 獣疫薬事班）

住所：石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地

電話：0225 -95 -1411



【持ち込み資料】

※事前相談の際、以下の資料などをご持参いただくと便利です。

- ・施設の各階毎の図面（図面がない場合は簡単な見取り図など）
- ・建物付近の様子が分かる写真
- ・建物の全景や各部屋の様子が分かる写真





(2) 申請書の提出

【必要書類】

1. 旅館業営業許可申請書
2. 営業施設の構造設備を明らかにする図面
3. 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
4. 消防法令適合通知書（原本） ※消防機関の検査が必要です
5. 浴室内で使用する湯水の検査結果の写し

（浴槽水、上がり湯、原湯など。客室附属のものは除く）

6. 飲料水の検査結果の写し

（水道事業、専用水道、貯水槽水道から供給される場合は除く）

7. （申請者が法人の場合に限り）定款又は寄附行為の写し

8. 宮城県収入証紙 22,000 円分

※詳細は担当窓口にてご確認ください。



【申請期限】

営業開始予定日の1週間前まで

(3) 書類審査

提出した書類の記載内容を担当職員が審査

(4) 施設確認検査日の打ち合わせ

施設の確認検査日程の調整を行います。

（確認検査は施設について行います）



(5) 施設の確認検査

保健所（支所）担当職員が施設の構造設備について、
現地で検査を行います。





(6) 許可

保健所（支所）の許可を得れば民泊の営業を始めることができます。

営業開始



2.1 旅館業の種類

- 旅館業法では、旅館業を 4 つに分類しています。
- 4 つの種別のいずれかによって許可を取得する必要があります。

※民泊サービスを行う場合は、簡易宿所営業で許可を取得するのが一般的です。

POINT 体験型サービスを提供する「農家民宿関係」の開業の場合は規制緩和が設けられています

民宿の一般的な業法

簡易宿所営業

- 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設
- 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
- 下宿営業以外のもの



旅館営業

- 和式の構造及び設備を主とする施設
- 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
- 簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの



ホテル営業

- 洋式の構造及び設備を主とする施設
- 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
- 簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの



下宿営業

- 1 カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業



うちはどれに該当するかな？

農家や漁家などの体験サービス付民泊の場合は、特例が適用される場合があります。ページ 7 をご確認ください





宿泊期間による旅館業と賃貸業の違い

	7 日	1 カ月
旅館業	簡易宿所営業	1 カ月以上の宿泊は下宿営業
	ホテル営業	
	旅館営業	
	下宿営業	
不動産賃貸業 (生活の本拠)		賃貸マンション
		ホームステイ

2.2 簡易宿所が備えなければならない施設の基準について

旅館業法では、施設の主な基準が次の通り定められています。また、建築基準法などで防火・避難に関する基準が定められています。

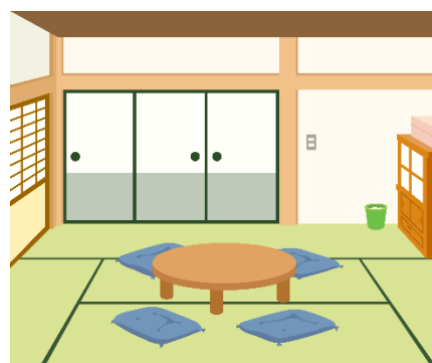
● 客室の広さ

客室は、33 ㎡以上の延床面積が必要となります。

※ただし、宿泊者が 10 人未満の場合は、

3.3 ㎡×宿泊者数以上の延床面積が必要となります。

客室の延床合計は
「3.3 ㎡×宿泊者数」以上



● ベッド

階層式のベッドを設置する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね 1m 以上でなければなりません。

また、その場合幅 0.9m 以上、長さ 1.8m 以上とする必要があります。(宮城県条例)





● 防火・避難に関する基準

- ・ 建築基準法では、簡易宿所に対しては、居間と廊下との間の防火上重要な仕切り壁や、階段寸法などについて、規制がかかります。2 階建て以下・200 ㎡未満の戸建て住宅の場合は、住宅用の火災報知器などの設置で対応が可能となります。

そのほか、最上階における火気使用室については、内装について準不燃材料の使用が義務づけられるほか、屋内階段の寸法規制があります。

- ・ 消防法では、住宅と併用する場合（客室の床面積が、住宅部分の床面積の半分より小さい場合に限る）であり、旅館用途部分の床面積が 50 ㎡以下の場合は、一般住宅と同じ扱いになります。
- ・ それ以外の場合については、消火器・誘導灯・消防機関連絡用火災報知器などが必要になります。

2.3 農家民宿関係の規制緩和

- ・ 農林漁家が居住し、農家民宿として利用する建物の規模が 2 階以下、かつ床面積 200 ㎡未満の場合は、一般の戸建て住宅と同一基準で農家民宿を設置することができます。
- ・ 農家民宿としての床面積が 200 ㎡以上になる場合は、建築基準法の「旅館」としての各種基準に適合することが求められます。
- ・ 建築基準法では、避難上支障のないことがポイントになります。

POINT 必ず民宿としての用途利用面積の合計数も確認してもらいましょう。また、自治体の相談窓口を通じて、土木事務所などでの事前確認をお勧めします。





2.4 旅館業の構造設備による基準（概要）

	簡易宿所営業	旅館営業	ホテル営業
客室数	規制なし	5 室以上	10 室以上
客室	① <u>延床面積 33 m²以上</u> ※ただし、宿泊者が 10 人未満の場合は、<u>3.3 m²×宿泊者数</u>以上の延床面積が必要となる ② 階層式寝台を有する場合は、上下間隔が概ね 1m 以上、幅 0.9m 以上、長さ 1.8m 以上であること	① 客室 1 室の床面積：<u>7 m²以上</u> ② 寝具：和式 ③ 出入口および窓：施錠できること	① 客室 1 室の床面積：<u>9 m²以上</u> ② 寝具：洋式 ③ 出入口および窓：施錠できること
玄関帳場（フロント）	客の応接、宿泊者名簿の記入等を行うことのできる十分な広さを有し、宿泊者等の出入りを容易に確認できる構造の玄関帳場等を備えること。		
入浴設備	① 適当規模の入浴設備を有すること（近接して公衆浴場がある場合等入浴に支障がない場合を除く） ② 男女区別されていること ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性材料を用いて作られ、かつ清掃が容易に行える構造であること ④ 洗い場には十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽に流入しないよう、床面から適当な高さであること ⑥ 脱衣室は浴室に隣接し、十分な広さを有すること（客室附属は除く）	① 適当規模の入浴設備を有すること（近接して公衆浴場がある場合等入浴に支障がない場合を除く） ② 男女区別されていること ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること ④ 洗い場には十分な数の給水栓及び給湯栓を設けること ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽に流入しないよう、床面から適当な高さであること ⑥ 脱衣室は浴室に隣接し、十分な広さを有すること（客室附属は除く）	① 適当数の洋式浴室又はシャワー室を有すること ② 男女区別されていること ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること ④ 洗い場には十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽に流入しないよう、床面から適当な高さであること ⑥ 脱衣室は浴室に隣接し、十分な広さを有すること（客室附属は除く）
換気など	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		
その他	保健所（支所）が条例で定める構造設備の基準に適合すること		
	簡易宿所営業	旅館営業	ホテル営業

※詳細は担当窓口にてご確認ください。



2.5 防火・避難に関する建築基準法による規制（概要）

	ホテル・旅館・簡易宿所	農家民宿
		2 階建て以下・200 ㎡未満
界壁・間仕切壁	準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する	準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達する ※各個室に住宅用火災報知器を設置した場合、規制緩和されることがある
用途による 耐火建築物など要求	① 3 階建以上の場合 ② 2 階の部分の床面積の合計が 300 ㎡以上の 場合	適用なし
廊下の幅	居室の床面積の合計が 200 ㎡を超える階の 場合 (1) 中廊下→1.6m 以上 (2) 方廊下→1.2m 以上	適用なし
居室から直通階段 までの距離	① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の 場合 50m 以下 ② その他の場合 30m 以下	ほぼ適用なし
2 以上の直通階段	① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の 場合、宿泊室の床面積の合計が 200 ㎡ 超の階 ② その他の場合、宿泊室の床面積の合計が 100 ㎡ 超の階	ほぼ適用なし
避難階段の設置	5 階以上の階	適用なし
排煙設備の設置	延べ面積 500 ㎡超	適用なし
非常用照明装置の設置	① 居室 ② 避難経路	ほぼ適用なし
内装制限	① 居室及び避難経路の内装仕上げを難燃材 料等とする (1) 耐火建築物の場合 → 3 階以上の床面積が 300 ㎡以上 (2) 準耐火建築物の場合 → 2 階の床面積が 300 ㎡ 以上 (3) その他の場合→ 床面積が 200 ㎡以上 ② 火気使用室の内装仕上げを準不燃材料と する（住宅の場合、最上階は適用除外）	火気使用室の内装仕上げを準不燃材料とする （住宅の場合、最上階は適用除外）
屋内階段の寸法	① 直上階の居室の床面積の合計が 200 ㎡を超 える場合等 (1) 階段及びその踊場の幅：120 cm 以上 (2) けあげ：20 cm 以下 踏面：24 cm 以上【勾配 40℃】 ② 上記以外の場合 (1) 階段及びその踊場の幅：75 cm 以上 (2) けあげ：22 cm 以下 踏面：21 cm 以上【勾配 46℃】	(1) 階段及びその踊場の幅：75 cm 以上 (2) けあげ：22 cm 以下 踏面：21 cm 以上【勾配 46℃】 住宅内 階段は、 けあげ：23 cm 以下 踏面：15 cm 以上【勾配 57℃】



2.6 住宅の一部を民泊とする場合に想定される消防用設備など

一般住宅の一部を民泊として活用する場合

- ケース1 農家民宿部分が建物全体の半分未満で 50 m²以下である場合
⇒ 建物全体が「**一般住宅**」として取り扱われる。

一般住宅	農家民宿 半分未満で 50 m ² 以下
------	------------------------------------

○消防用設備等の設置は不要。
(ただし、全ての一般住宅に設置義務がある
住宅用火災警報器は設置が必要)

○「農家民宿」部分が小さければ、新たな規制はかからない。

- ケース2 農家民宿部分が建物全体の半分未満で 50 m²超又は建物全体の半分の場合
⇒ 建物全体が「**用途が混在する防火対象物**」として取り扱われる。

一般住宅	農家民宿 半分未満で 50 m ² 超又は半分
------	---------------------------------------

○「農家民宿」部分が大きい場合、新たに設置が必要となる設備は、消火器、自動火災報知設備、誘導灯が想定されるが、消火器は建物の延べ面積が 150 m²未満の場合は不要であり、自動火災報知設備も、建物の延べ面積が 300 m²未満の場合は農家民宿部分のみに設置すれば足りる。

○必要となる消防用設備等

①消火器：農家民宿部分の床面積が 150 m²以上の場合

②自動火災報知設備：農家民宿部分のみ* (注1)

③誘導灯：全て (注2)

*建物全体の延べ面積が 300 m²以上の場合、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要となる。

- ケース3 農家民宿部分が建物全体の半分よりも大きい場合
⇒ 建物全体が「**宿泊施設**」として取り扱われる。

一般住宅	農家民宿 半分超
------	-------------

○必要となる消防用設備等

①消火器：建物の延べ面積が 150 m²以上の場合

②自動火災報知設備：全て (注1)

③誘導灯：全て (注2)

(注1) 既存の建物であっても無線方式の導入により簡便な追加工事に対応可能

(注2) 農家民宿等については、一定の条件を満たす場合は設置不要。

また一定の面積以下の居室の出入口には設置不要

参考1 ホテル、簡易宿所等に設置すべき消防用設備等

○消火器：150 m²以上の場合 ○自動火災報知設備：全て

○誘導灯：全て (上記注2の緩和規定の適用有)

参考2 宿泊施設として取り扱われる部分のカーテン、じゅうたん等は防災物品とすることが必要



3. 農家民宿（農林漁家民宿）とは

農業や漁業などの体験を行うことを目的として、施設を設けて人を宿泊させ、宿泊者へ農林漁業体験を提供する施設のことで、「農林漁業体験民宿」、「農家民宿」などと呼ばれています。

旅館業法、建築基準法及び消防法の規制緩和や、各都道府県独自の弾力的運用により、比較的容易に開業できるようになっています。

3.1 緩和される基準について

- 旅館業法
 - ・ 客室延床面積が 33 m²未満であり、かつ、宿泊者 10 人未満であれば、トイレや洗面施設等の数の緩和や、家族等との共用が可能となります。
- 食品衛生法（飲食店営業）
 - ・ 営業に用いる調理場は、家族用の調理場と共用が可能となります。
 - ・ 洗浄設備の数、床・内壁の材質の基準等が緩和されます。
- 消防法
 - ・ 誘導灯などの設置が必要になる場合、一定の条件のもと設置不要となります。
- 建築基準法
 - ・ 住宅の一部を利用してサービスを提供し、客室の床面積の合計がm²未満、各室から容易に直接避難が可能で避難上支障が無い場合、住宅と同じ扱いになり、防火、避難設備等の基準が緩和されます。
- 浄化槽法
 - ・ 住宅の一部を利用してサービスを提供し、客室の床面積の合計が 33 m²未満の場合は、住宅と同じ扱いになります。



農家民宿開業に関する問い合わせ先

事前相談・申請先

【申請や相談の受付窓口】

窓口名：石巻市役所 農林課
(グリーン・ツーリズム担当)

住所：宮城県石巻市穀町 14-1

電話：0225-95-1111



【持ち込み資料】

※農林漁業者が経営する農家民宿であることの確認を受けてください

- ・農林漁業者であることの証明書
- ・提供できる役務の確認書類（農林漁家体験メニューの一覧表など）

※参考※農林漁家体験メニュー例

項目	内容
農業体験	田植え、稲刈り、脱穀・精米、芋の苗植え、芋掘り、野菜・花の苗植え、野菜・花・果物の収穫、茶摘み、搾乳、羊の毛刈り、家畜の世話 等
林業体験	きのご菌打ち、炭焼き、薪割り、苗木植え、下草刈り、間伐、たけのご掘り 等
漁業体験	地曳き網、魚市場作業、魚のおろし方、干物づくり、真珠の核入れ 等
農林産物の加工・生活体験	そば・うどん打ち、こんにゃく・味噌・豆腐づくり、バター・チーズ・ソーセージ作り、餅つき、郷土料理づくり、竹・木工細工、藍・草木染め、紙漉き、草履づくり、地域散策、昔の遊び体験、フラワーアレンジメント 等
自然体験	山菜・きのご採り、原生林散策、地層・化石観察、天体観測、動植物観測、川下り、トレッキング、海浜（磯）観察、シーカヤック 等



4. 食事提供に向けて

設備を設けて宿泊者へ飲食物を提供する場合には、食品衛生法上の「飲食店営業」の許可が必要です。施設内で調理する場合はもちろん、調理せず、外部の仕出し屋などから配達されたものを提供するだけの形式でも、許可は必要となります。

また、許可の要件として宿泊者に食事を提供するための調理場については、自宅の台所とは別に設置し、「営業専用」とする必要があります。

飲食店営業許可に関する問い合わせ先

事前相談・申請先

【申請や相談の受付窓口】

東部保健福祉事務所

住所：石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地

電話：0225 -95 -1411



【申請用資料】

※受付窓口にご確認ください





5. 営業開始後に必要なこと

営業にあたっては、寝具の交換や浴室の清掃などの衛生管理を適切に行うことが義務づけられています。衛生管理に関する具体的な基準は各自治体の条例により定められていますので、保健所（支所）にお問い合わせください。

衛生管理基準（例）

換気：換気用の開口部は常に解放すること 等

- ・採光、照明：条例で定める基準以上の照度を保つこと 等

- ・防湿：寝具は湿気を帯びないように保管すること 等

- ・清潔：寝具は宿泊者ごとに交換すること 等

- ・その他宿泊者の衛生に必要な措置：一部屋あたりに条例で定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。 等

営業者には宿泊者の氏名、住所等を記載した宿泊者名簿を備えることが義務づけられています。また、宿泊者が日本に住所を有しない外国人の場合は、パスポートのコピーの保存が必要です。



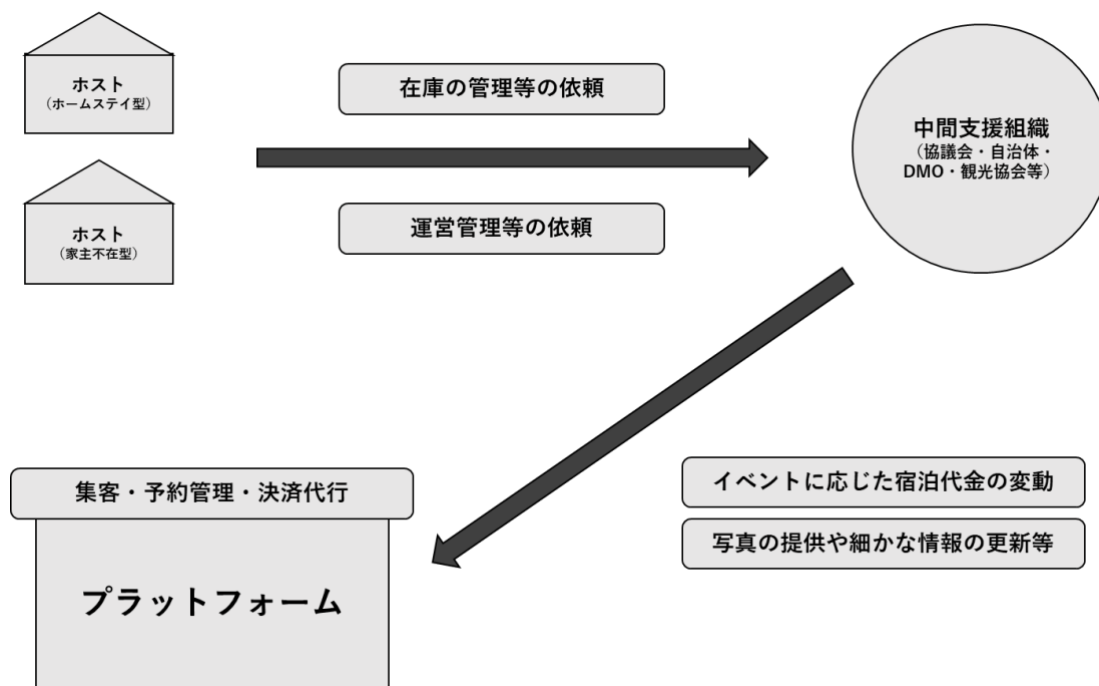
6. 関係者との連携について

農家民宿を経営するために、様々な組織や人と関わることは、多様な体験メニューの提供が可能となるほか、ご自身の負担が軽減されることにもつながります。地域の関係者との連携をとっておくことが重要です。ここでの関係者とは、個人だけでなく、組織も含みます。

6.1 グリーン・ツーリズムの協議会等への参画

協議会への参画はご自身の農家民宿の質や魅力の向上につながるとともに、集客等でのサポートも期待できます。勉強会や講習会、研修等はスキルアップに有効であり、農家民宿のサービスや経営意識の向上、体験メニューの拡充化につながります。

また、同じ農家民宿の経営者と知り合うことで新たな仲間が増え、ご自身の農家民宿の質や魅力の向上につながることはもちろん、心の支えとして頼もしい存在にもなるでしょう。





7. Q&A

7.1 「体験宿泊（体験学習民泊）」や「ホームステイ」、「お試し移住」では、旅館業法等の許可は不要ですか？

- 「体験学習民泊」

児童生徒等が、学習のために、農家や漁家に滞在し、農山漁村生活を体験する場合であって、地元の市町村等で組織された協議会が受入窓口となり、宿泊料を受けず、提供する体験学習の指導料のみを受け取る場合については、通常、「体験宿泊」や「教育旅行」と呼ばれ、旅館業法による許可が不要になります。

- 「ホームステイ」

スポーツや文化の交流の一環として、学生などを一般の家庭に受け入れる場合の、いわゆるホームステイの場合は、「生活の本拠」を、ホームステイ先に移している、ホームステイの家庭と一緒に生活をしている、という形で整理されるため、旅館業法の適用は受けません。

- 「お試し移住」

いま、地方創生が叫ばれ、地方への移住が注目されています。この移住に先立って、地域の雰囲気を感じ、慣れるために、まずは「お試し移住」の形で短期間来られる方がいます。

移住を希望されていて、その移住先として、空き家の購入や長期賃借を検討している方が、対象となる空き家に短期居住する場合については、旅館業法の適用を受けません。

7.2 「イベント民泊」とはどのようなものですか？

年に1回、コンサートやお祭りなどの大規模イベントに合わせて、不足する宿泊施設を補うために、開催地となる市町村の要請を受けて、自宅を宿泊施設として提供するものです。

反復継続されない宿泊の提供であり、旅館業法の適用はありません。

このことから、開催地である市町村については、トラブル防止と、衛生面に関する事故防止の観点から、保健所や警察等へ、イベント民泊を実施することを周知するなど、関係組織と十分に連携するとともに、イベント民泊の宿泊先を把握しておく必要があります。

また、宿泊提供者への研修実施や、イベント民泊に関するトラブル発生に備えた相談窓口の設置、宿泊後のアンケートの実施など、イベント民泊を積極的かつ円滑に実施するための、手続きや留意事項等が観光庁と厚生労働省が作成した「イベント民泊ガイドライン」に記載されています。



7.3 「国家戦略特区」として民泊を推進している地域があると聞きました がどういふものですか？

外国人誘客の拡大に伴う宿泊施設の不足解消を念頭に、国から「国家戦略特区」としての地域の指定を受け、マンションやアパートの空き室を、一定の条件を満たす場合に、賃貸借契約に基づき、宿泊施設として開放するものです。

7.4 「民泊」の制度が規制緩和されると聞きましたか？

東京オリンピック・パラリンピックを控え、既に飽和状態になっている都市部の宿泊施設が、益々不足することを踏まえ、現在、政府では、民泊の一層の拡大を検討しています。既に、政府の諮問機関である規制改革会議からは、一般住宅やマンションの空き室などの利用を想定した規制緩和の方針が打ち出されており、既存の旅館業法などの規制とは異なる別の法律を整備するために、法案の検討が進められています。

【現在の民泊規制緩和の方向性】

- ・ 民泊施設とするためには、旅館業法の「許可」ではなく、「届出」制とすること。
- ・ 住宅扱いとすることで、都市計画法上の「住居専用地域」での営業を可能とすること。
- ・ 民泊の種類として、家主居住型その他、家主不在型（空き家・空き室を利用するもの）もあるが、この場合は、施設管理者を登録する制度とすること。
- ・ 民泊を仲介する事業者についても「登録制」とし、説明義務等を課すこと。
- ・ 一般住宅を民泊施設として提供するための要件緩和の条件として、民泊施設としての営業日数を制限することを想定していること（180 日以下の範囲で適切な日数を検討中）。



8. 問合せ先一覧

- ・食品衛生法 問合せ先

東部保健福祉事務所

〒986-0861 石巻市蛇田字新沼田 12 番地 4 街区 1 画地

0225-95-1411

- ・消防法 問合せ先

石巻地区広域行政事務組合消防本部

〒986-0805 宮城県石巻市大橋一丁目 1 番地 1

0225-96-7111

9. 参考資料

- ① グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿 開業・運営の手引き

農林水産省

- ② 教えて！「民泊」Q&A

徳島県民泊推進検討会

- ③ 民泊サービスを始める皆様へ ～ 簡易宿所営業の許可取得の手引き ～

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 生活衛生課

- ④ 宮城県公式 Web サイト

旅館業の許可について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/ryokan1.html>

かんたん！雄勝町民泊スタートガイド

2018 年 3 月 31 日 初版
2018 年 5 月 1 日 第二版

著作者	雄勝町渚泊推進協議会
発行者	雄勝町渚泊推進協議会
制作協力	株式会社百戦錬磨 株式会社 JTB コーポレートセールス
問合せ先	担当 阿部 080-1668-1635
